

耐震診断及び耐震基本計画作成業務委託料算定基準

1 目的

この基準は、平成27年5月に国土交通省告示第670号（以下「告示670号」という。）「耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準」に基づき、必要な事項を定め、もって耐震診断及び耐震基本計画作成業務委託料の適正な積算に資することを目的とする。

2 適用範囲

2.1 この基準は以下に該当する建築物に適用する。

(1) 面積：床面積の合計7,500㎡以下

(2) 構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造

(3) 形状：平面及び立面が整形のもの。
エキスパンションジョイント等で構造上分離しており、それぞれが整形となっている場合も含む。

(4) 敷地：平坦で軟弱地盤では無いもの。

2.2 業務内容

(1) 別紙1、2とする。

3 耐震診断及び耐震基本計画作成業務委託料の積算

3.1 業務委託料は次式により積算する。

$$\begin{aligned} (\text{業務委託料}) &= (\text{直接人件費}) + (\text{諸経費}) + (\text{特別調査費}) \\ &\quad + (\text{その他特別経費}) + (\text{技術料等経費}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \end{aligned}$$

3.2 業務価格を構成する費用の算定

(1) 直接人件費

直接人件費 = 業務人日 × 直接人件費単価

業務人日 = 標準業務人日 (ア) × 業務率 (イ) × 構造補正係数 (ウ)

ア 標準業務人日

別紙3により算出した標準業務人時間を日換算（一日「8時間」）した日数とする。

イ 業務率

委託する業務内容に合わせて設定された割合（細分率）を合計したものとする。

ウ 構造補正係数

鉄筋コンクリート造、鉄骨造 0.85とする。

鉄骨鉄筋コンクリート造 1.0とする。

(2) 直接人件費単価

「土木・建築関係委託設計単価表」技師C単価とする。

(3) 諸経費

直接人件費×1.0を標準とする。

(4) 特別調査費

- ・必要に応じて、コンクリート圧縮強度調査、コンクリート中性化調査、鉄筋量調査、鉄骨の溶接部の探傷試験、基礎形状確認、試験に伴う建物復旧等の費用を計上する。
- ・仕様は別紙4とする。

(5) その他特別経費

- ・PUBDIS登録料
- ・耐震診断評定料、基本計画評価料
- ・出張旅費（当該設計に関する調査等のために外国その他長距離の出張のための経費等）
- ・特許使用料
- ・上記に含まれない事項がある場合、必要な費用を計上する。

(6) 技術料等経費

- ・（直接人件費+諸経費）×0.2を標準とする。
- ・コンクリート強度が低い建物の耐震基本計画作成業務の場合は「0.3」とする。

3.3 消費税等相当額

- ・消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、耐震診断及び耐震基本計画作成業務に課される消費税等の額とし、次式により算定する。

$$\text{消費税等相当額} = (\text{業務価格}) \times (\text{消費税等率})$$

4 端数処理

数量又は金額の端数は、以下による。

(1) 数量

- ・面積は、小数点第3位以下を切り捨てとする。
- ・業務人日は、小数以下を四捨五入し、整数とする。
- ・標準業務人日は、小数点第3位以下を切り捨てとする。
- ・直線補間した標準業務人時間は、小数点第3位以下を切り捨てとする。

(2) 金額

- ・業務価格は、千円未満を切り捨てとする。

5 契約変更の扱い

- (1) 耐震診断を行った者と耐震基本計画作成を行う者が同じ場合は、受託者と協議し、業務人日を算定する。
- (2) 契約変更における業務委託料は、変更対象の業務価格に、原則として当初の契約金額から消費税等相当額を減じた額を当初予定価格のもととなる業務内訳書記載の業務価格で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。
- (3) 新たに業務を追加する場合の単価は、変更指示時点の単価とする。

耐震診断業務率

区分	項目	業務内容	細分率 (非公表)		
標準業務	(1) 予備調査	(i) 予備調査	建築物の概要について、設計図書、建築物の建築に関する法令及び条例(以下「建築関係法令」という。)に基づく過去の申請書等により確認する。 建築物の過去の増築、改築、修繕又は模様替の有無、使用状況、被災状況、劣化状況等について、発注者からの聞き取り等により確認する。 実地調査を行う部分にある被覆材等の建築材料に石綿が添加されていないかどうかについて、設計図書等により確認する。 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては、溶接部に用いられる建築材料の受入検査の内容について、設計図書等により確認する。		
		(ii) 実地調査及び耐震診断の方針の策定並びに発注者への説明	予備調査の結果を踏まえ、実地調査の方針及び使用する耐震診断方法(平成十八年国土交通省告示第百八十四号別添第一の規定による耐震診断の方法をいう。以下同じ。)等を明らかにした耐震診断の方針を策定し、発注者に説明する。		
	(2) 実地調査		実地調査の方針に基づき、目視又は計測により、構造耐力上主要な部分の配置、形状、寸法、接合の緊結の度、劣化状況及び材料強度、建築物の階数、平面及び立面の形状並びに用途、建築物に作用する荷重の数値等に関する実地調査を行う。 当該実地調査の結果が、設計図書等と整合していることを確認する。 当該実地調査の結果を踏まえ、追加の調査を行う必要があるかどうかを、必要に応じて発注者と協議する。		
		(3) 耐震性能の評価等	(i) 耐震診断用図面の作成	設計図書等の内容及び実地調査の結果を踏まえ、耐震診断に用いる図面(以下「耐震診断用図面」という。)を作成する。	
			(ii) 材料強度及び各種指標の設定	実地調査の結果及び耐震診断用図面の内容を踏まえ、耐震診断に必要な材料強度及び各種指標を設定する。	
	(iii) 構造耐震指標等の算出等		耐震診断の方針に基づき、耐震診断方法に定められた計算方法により、耐震性能の評価に必要な構造耐震指標等を算出するとともに、必要に応じて塔屋、エキスパンションジョイント、片持ちの部材その他耐震性能の評価に影響を与えない建築物の部分について、地震に対する安全性の検討を行う。		
	(iv) 耐震性能の評価等		実地調査の結果及び算出した構造耐震指標等を踏まえ、耐震性能を評価する。 耐震性能の評価の結果を踏まえ、耐震性能が確保されていない場合においては、耐震補強の方針を作成する。		
	(4) 耐震診断結果の発注者への報告等	(i) 耐震診断結果報告書の作成	耐震性能の評価の結果等を踏まえ、耐震診断結果報告書を作成する。		
		(ii) 耐震診断結果報告書の発注者への説明	耐震診断結果報告書を発注者に提出し、発注者に対して、当該耐震診断結果報告書の内容(耐震診断の方針及び実地調査の結果と耐震性能の評価との関係を含む。)の説明を行う。		
	追加業務	(5) 診断結果に関する判定取得に係る業務	判定機関への診断結果等の説明(手数料は別途)		
		(6) 非構造部材及び設備機器の耐震診断に係る業務	非構造部材及び設備機器の構造体への取付状況、劣化状況を調査する。		
		(7) 構造関係設計図書の再現	(i) 設計図書再現のための現状調査	目視及び計測により、構造耐力上主要な部分の配置、形状、寸法、接合部の仕様、材料強度、建築物の階数、平面及び立面の形状、建築物に作用する荷重の数値等に関し、構造図等の再現のための詳細な実地調査を行う。	
(ii) 現状調査を踏まえた作図等作業	現状調査を踏まえ、仕様書、構造図等を再現する。				
業務率					

耐震基本計画作成業務率

区分	項目	業務内容	細分率 (非公表)
標準業務	(1) 耐震改修に係る設計条件等の整理	(i)条件整理等	耐震診断の結果、耐震性能の水準など発注者から提示されるさまざまな要求、耐震改修の工事の施工中における建築物の使用に伴う施工上の制約その他の諸条件を耐震改修に係る設計条件として整理する。 耐震診断時に算出した構造耐震指標等を踏まえ、発注者と耐震改修が行われた建築物が備えるべき機能及び耐震性能の水準について協議し、確定する。
		(ii)設計条件の変更等の場合の協議	発注者から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合若しくは内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、発注者に説明を求め又は発注者と協議する。
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	耐震改修に係る設計に必要な範囲で、建築関係法令の規定に基づく過去の申請書の内容の確認、建築関係法令の規定上の制約条件の調査等を行い、必要に応じて関係機関との打合せを行う。	
	(3) 建築物の現況の調査、上下水道、ガス、電力、通信等の調査及び関係機関との打合せ	耐震改修に係る設計に必要な範囲で、建築物の現況、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況、建築物及びその敷地への耐震改修による影響等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。	
	(4) 耐震改修に係る設計方針の策定	(i)総合検討	耐震改修に係る設計条件に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について考慮した上で、耐震改修に係る設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。 耐震改修に係るこれまで検討された事項のうち、発注者と協議して合意に達しておく必要のあるものを整理し、耐震改修に係る設計のための基本事項を確定する。
		(ii)耐震補強方法の検討	耐震診断の結果、耐震診断時に作成した耐震補強の方針、耐震改修に係る設計条件及び総合検討に基づき、耐震補強工法等の耐震補強方法を選定した上で、耐震補強の箇所数及び位置を検討し、必要に応じて、想定した耐震補強工法を施工することができるかどうかの確認等を現地において行う。
		(iii)耐震補強による効果の確認	耐震診断方法に定められた計算方法により想定した耐震補強工法が建築物の耐震性能の向上に効果があることを確認する。
		(iv)耐震改修に係る設計方針の策定及び発注者への説明	総合検討、耐震補強による効果の確認の結果及び予算を踏まえ、耐震改修に係る設計方針の策定及び耐震改修計画説明書の作成を行い、発注者に説明を行う。
	(5) 設計図書の作成	耐震改修に係る設計方針に基づき、発注者と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、設計図書を作成する。なお、設計図書においては、構造耐力上主要な部分、仕上げ材等の撤去及び復旧の方法、工事施工者が施工すべき補強箇所及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、品質並びに特に指定する必要がある施工に関する情報(工法、工事監理の方法、施工管理の方法等)を可能な限り具体的に表現する。	
	(6) 概算工事費の検討	設計図書の作成が完了した時点において、当該設計図書に基づく耐震改修の工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書(工事費内訳明細書、数量調査等を除く。以下同じ。)を作成する。	
	(7) 設計内容の発注者への説明等	耐震改修に係る設計を行っている間、発注者に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について発注者の意向を確認する。 設計図書の作成が完了した時点において、当該設計図書を発注者に提出し、発注者に対して設計意図及び設計内容の総合的な説明を行う。	
	(8) 耐震改修促進法の認定申請に関する手続き業務	建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第1項に規定する建築物の耐震改修の計画の作成に係る業務 (申請書の作成、提出、必要な質疑への対応、受領)	
(9) 補強計画に関する評価取得に係る業務	評価機関への補強計画等の説明(手数料は別途)		
(10) 非構造部材及び設備機器の耐震改修に係る業務	非構造部材及び設備機器の耐震改修が必要な箇所を調査し、改修方法の提案を行う。		
追加業務	(11) 診断者と基本計画作成者が異なる場合等(診断を行ってから数年経過し、診断基準が改正されている場合を含む)の診断検証業務	(i)実地調査	目視又は計測により、構造耐力上主要な部分の配置、形状、寸法、接合の緊結の度、劣化状況及び材料強度、建築物の階数、平面及び立面の形状並びに用途、建築物に作用する荷重の数値等に関する実地調査を行う。 当該実地調査の結果が、設計図書等と整合していることを確認する。 当該実地調査の結果を踏まえ、追加の調査を行う必要があるかどうかを、必要に応じて発注者と協議する。
		(ii)耐震性能の評価等	改正された耐震診断の方針に基づき、耐震診断方法に定められた計算方法により、耐震性能の評価に必要な構造耐震指標等を算出するとともに、必要に応じて塔屋、エキスパンションジョイント、片持ちの部材その他耐震性能の評価に影響を与えない建築物の部分について、地震に対する安全性の検討を行う。 実地調査の結果及び算出した構造耐震指標等を踏まえ、耐震性能を評価する。 耐震性能の評価の結果を踏まえ、耐震性能が確保されていない場合においては、耐震補強の方針を作成する。
	(12) 建築設計図書(構造図等)以外の建築図等の再現	(i)設計図書再現のための現状調査 目視及び計測により、建築物の階数、平面及び立面の形状、内外装仕上げ材の仕様等の設計図書再現のための実地調査を行う。 (ii)現状調査を踏まえた作図等作業 現状調査を踏まえ、耐震基本計画作成に必要な図書を再現する。	
業務率			

標準業務人時間表

床面積の合計欄に無い場合は、前後の床面積に応じた標準業務人時間を参考に、直線補間により算定する。

標準業務人時間

(単位：人時間)

床面積の合計 (㎡)	250 ㎡以下	500 ㎡	750 ㎡	1,000 ㎡	1,500 ㎡
耐震診断	145	290	340	380	450
耐震基本計画作成	75	150	190	230	290

2,000 ㎡	3,000 ㎡	5,000 ㎡	7,500 ㎡
510	600	740	880
340	430	590	750

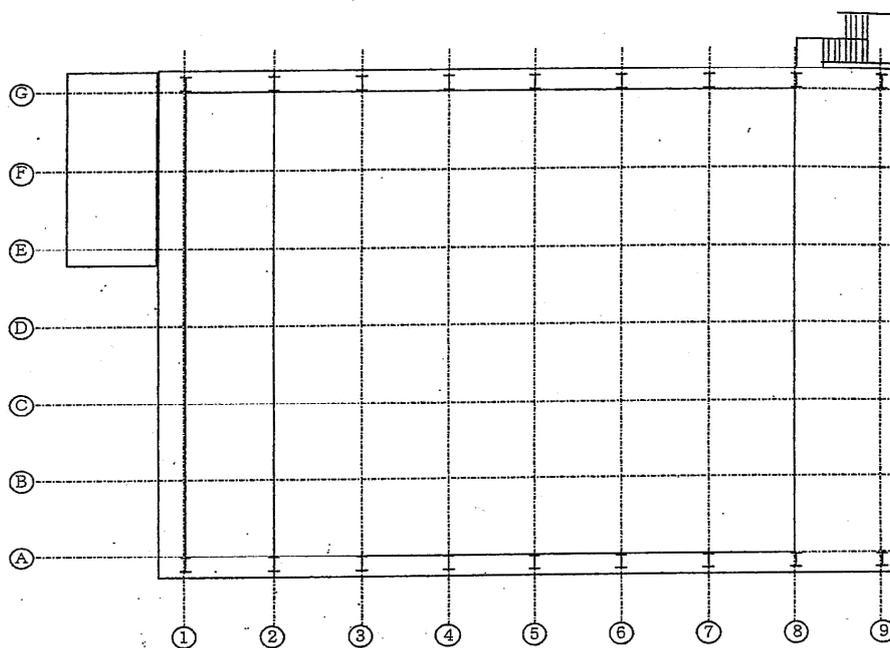
コンクリート圧縮強度及び中性化調査	
1 調査目的	既存建築物の躯体（耐震壁等）のコンクリートコアを採取し、その圧縮強度と中性化の進行状況を調査する。
2 調査場所及び箇所数	1 対象建築物（○○高等学校（校舎）） 2 報告書に記載する調査の位置及び箇所数 1) コアの抜き取り位置は、偏らないよう均等な位置で耐力壁より採取する。 2) コアの抜き取りに際しては、埋設物探査機により鉄筋、配線等の埋設物位置を確認し、鉄筋、配線等を切断してはならない。 3) コアの抜き取り本数は建設工期ごと、各階3本以上とする。 （合計○○本）
3 調査内容	1 コンクリート圧縮強度試験 1) コア径は原則として88.9mm以上を標準とし、長さは外径の2倍以上とする。 2) 方法はJIS A 1107、JIS A 1108及びJIS A 1132に準ずるものとする。 3) 2)の試験は公的機関で行う。 4) コアを抜き取った箇所は、躯体と同強度以上のコンクリートまたは無収縮モルタルを充填し塗装により現況に復する。 5) 管理技術者は、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。 2 中性化調査 1) 採取したコンクリートのコアに、1%のフェノールフタレイン溶液を散布し、中性化深さを測定する。 2) 測定方法はコンクリート表面から着色境界線までを中性化深さとして、ノギス等で測定する。
4 報告書	報告書は以下の内容とし、原本1部、副本3部作成する。 ・調査位置図（平面図は支給する。） ・調査結果報告書（公的機関の試験結果報告、各種調査報告書） ・調査時の写真（1箇所につき、コア採取前後、中性化進行状況、圧縮強度調査状況）
5 その他	この方法書に示されたもの以外は、監督員に実施計画書を提出し承諾を受けること。

鉄筋探査機による鉄筋量調査	
1 調査目的	この方法により、躯体（柱・梁・耐震壁）の鉄筋量（鉄筋径・ピッチ）を躯体を破壊・復旧措置をすることなく調査するものである。
2 調査場所及び箇所数	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象建築物（○○高等学校（校舎）） 2 報告書に記載する調査の位置及び箇所数 <ul style="list-style-type: none"> ・一日で調査できる最大の箇所数とする。 ・調査日数は計2日間とする。 3 調査する部位 <ol style="list-style-type: none"> 1) 測定位置（柱、耐力壁） <ul style="list-style-type: none"> ・床面から1,000～2,500mmの目視可能な範囲とする。 ・柱一本当たりの調査範囲は2面以上とし、高さは1,000mm程度とする。 2) 管理技術者は、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。
3 調査内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄筋探査機による鉄筋量調査 <ol style="list-style-type: none"> 1) 現地において測点を設定し、鉄筋探査機において、探査を行う。 2) 探査後、鉄筋のピッチ、径を解析する。 3) 予め、実施計画書を作成し監督員の承諾を受けて行うこと。（実施にあたっては事前に協議行うこと。） 4) 調査結果について図書にまとめ説明を行うこと。
4 報告書	<ol style="list-style-type: none"> 1 報告書は以下の内容とし、原本1部、副本3部作成する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 調査位置図（平面図は支給する。） 2) 各部位の断面寸法に鉄筋径、ピッチを記載した図面 3) 調査時の写真（1箇所につき、調査前後、配筋状況） 4) データ解析資料 5) 関係資料 6) その他調査に係る技術資料
5 その他	この方法書に示されたもの以外は、監督員に実施計画書を提出し承諾を受けること。

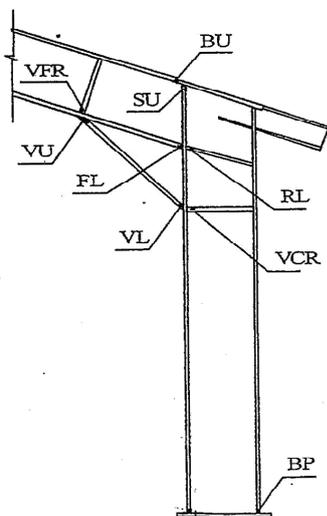
はつりによる鉄筋径等の調査	
1 調査目的	既存鉄筋コンクリート造建築物の柱（断面 600 × 600 mm程度）のコンクリートを部分的にはつり、鉄筋の径、配筋間隔等の状況を調査する。
2 調査場所及び箇所数	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象建築物（ ○○高等学校（校舎） ） 2 報告書に記載する調査の位置及び箇所数 各階 3箇所 計○○箇所程度 3 調査位置 測定位置は床面から 1,000 ～ 2,500mm の目視可能な範囲
3 調査内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 はつりによる鉄筋径等の調査 <ol style="list-style-type: none"> 1) はつり範囲 300 × 300 mm程度、深さは鉄筋の径が測定できるまでとし、柱の主筋と帯筋の径及び配筋状況を測定する。 2) 現地において測点を設定し、鉄筋探査機にて鉄筋の状況を確認する。 3) 柱の主筋と帯筋の径及び配筋状況を測定する。 4) 予め、実施計画書を作成し監督員の承諾を受けて行うこと。 5) 調査結果について図書にまとめ説明を行うこと。
4 報告書	<ol style="list-style-type: none"> 1 報告書は以下の内容とし、原本 1 部、副本 3 部作成する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 調査位置図（平面図は支給する。） 2) 調査結果報告書（鉄筋の径及び配筋状況） 3) 調査時の写真（1 箇所につき、調査前後、配筋状況）
5 その他	この方法書に示されたもの以外は、監督員に実施計画書を提出し承諾を受けること。

既存鉄骨造溶接部等の超音波探傷試験調査	
1 調査目的	既存鉄骨造建築物のアンカーボルトの埋込長さ、柱とベースプレート及び柱と梁の仕口の溶接部状況を超音波探傷器にて調査する。調査は1日で行えるものとする。
2 調査場所及び箇所数	1 対象建築物 (○○高等学校(校舎)) 2 報告書に記載する調査の位置及び箇所数 ・アンカーボルトの埋込長さ ・露出柱脚 (○○) 本 ・非露出柱脚 (○○) 本 ・柱、梁仕口の溶接部 ・露出 (○○) 箇所 ・非露出 (○○) 箇所 ・柱、ベースプレートの溶接部 ・露出 (○○) 箇所 ・非露出 (○○) 箇所
3 調査内容	1 アンカーボルトの埋込長さ調査 【露出柱脚】 ①柱20本の調査とする。 ②柱脚1本につき4本、合計80本のアンカーボルトとする。(別紙参照) ③アンカーボルトの径をノギス等で測定し、長さを超音波探傷器にて測定する。 【非露出柱脚】 ①柱3本の調査とする。 ②柱1本につき4本、合計12本のアンカーボルトとする。 ③モルタル等の部分をはつり、アンカーボルトを露出させる。 ④はつる範囲は400×400mm程度、高さはアンカーボルト径等が測定できるまでとする。 ⑤露出したアンカーボルト径をノギス等で測定し、長さを超音波探傷器にて測定する。 ⑥測定後は現況にあわせて復旧(モルタル埋め戻し及び塗装等)する。 2 柱・ベースプレートの溶接部調査 ①柱3本とする。 ②柱1本につき2箇所、合計6箇所の調査を行う。(隅肉溶接部を除く) ③調査はJIS Z 3060に準ずるものとする。 ④調査箇所の大部分における塗装状況は良好と判断し、JIS Z 3060のV透過法による走査にて感度補正をおこない調査をする。ただし、塗装状況によっては塗膜ケレン及び再塗装を行う。 3 柱・梁仕口の溶接部調査 ①骨組みの特性に応じ、平面方向、立面方向に分散した各階仕口3箇所、合計○箇所とする。 ②仕口1箇所につき溶接部8箇所、合計○○箇所の調査を行う。(隅肉溶接部を除く) ③調査はJIS Z 3060に準ずるものとする。 ④調査箇所の大部分における塗装状況は良好と判断し、JIS Z 3060のV透過法による走査にて感度補正をおこない調査をする。ただし、塗装状況によっては塗膜ケレン及び再塗装を行う。 ⑤天井及び壁などの仕上げがある場合、最小範囲で一時撤去し、同材復旧とする。(90角程度ボードの一時撤去及び復旧) ⑥調査に必要な足場を含む。
4 報告書	1 報告書は以下の内容とし、原本1部、副本3部作成する。 1) 調査位置図(平面図は支給する。) 2) 調査結果報告書 (探傷器性能試験成績書写等、各調査報告書、調査員資格者写等) 3) 調査時の写真(溶接部:探傷器キャリブレーション時写真、使用する探傷器写真、1箇所ごとの調査箇所写真・調査時写真 柱脚:探傷器キャリブレーション時写真、使用する探傷器写真、調査時写真、非露出の場合はつり前後写真)
5 その他	この方法書に示されたもの以外は、監督員に実施計画書を提出し承諾を受けること。

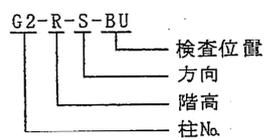
KEY-PLAN



測定記号



記入例



--- 検査対象箇所

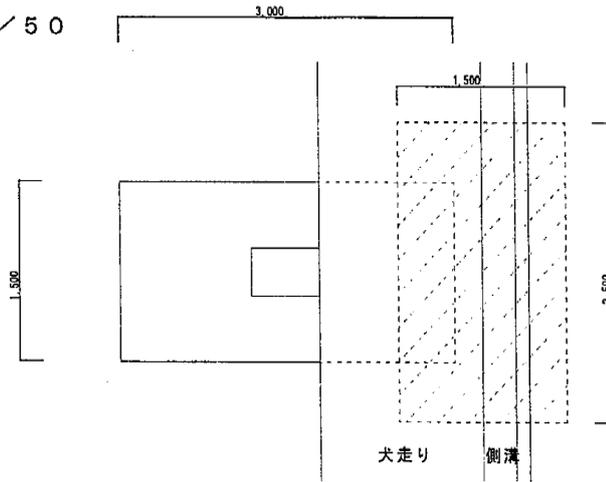
表面波探査（レイリー波探査）による基礎形状調査	
1 調査目的	<p>表面波探査（レイリー波探査）は、弾性波探査法の一手法であり、地中を伝播する振動（弾性波動）のうち縦波（P波）及び横波（S波）により合成される表面波（レイリー波）を利用し、地下構造、地盤の性質を推定する方法である。</p> <p>この方法により、地中の体育館の建物基礎形状や、犬走りなどのコンクリート等を破壊・復旧措置をすることなく調査するものである。</p>
2 調査場所及び箇所数	<p>1 対象建築物（ ）</p> <p>2 報告書に記載する基礎の位置及び箇所数 対象建築物の隅角部及び長辺方向の基礎で各々1箇所</p>
3 調査内容	<p>1 表面波探査（レイリー波探査）による基礎形状調査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 現地において測点を設定し、レイリー波探査機において、測定を行う。 2) 起震機は、基礎形状の調査が可能な大きさのものとし、床下で調査する必要がある場合は監督員と協議すること。 3) 調査する基礎形状寸法（一般図） <ol style="list-style-type: none"> ① 次の計上寸法 B、W、H、D、h1、h2 を調査する。 ② 管理技術者は、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。 4) 測点数は1基礎に対して、XY方向各々1点を標準とする。 <p>2 解析調査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 計画準備 <ol style="list-style-type: none"> ① 実施計画書を作成し承諾を受け、実施にあたっては事前に協議を行うこと。 ② 調査状況については中間報告並びに調査結果について図書にまとめ説明を行うこと。 2) 現地踏査資料検討 測点及び測線計画並びにそのための現地踏査と資料検討を行うこと。 3) 解析 現地調査のデータを解析する。 4) 報文執筆 調査結果の評価・考察・検討及び報告書の作成 <p>(一般図)</p> <p>アリーナ床（屋内）</p> <p>コンクリート犬走り</p> <p>h 2</p> <p>h 1</p> <p>H</p> <p>D</p> <p>W</p> <p>B</p> <p>壁付きである場合がある</p>
4 報告書	<p>基礎形状調査報告書</p> <p>基礎の形状寸法を記載した図面、調査状況の写真、データ解析資料、関係資料 その他調査に係る技術資料</p>
5 その他	<p>この方法書に示されたもの以外は、監督員に実施計画書を提出し承諾を受けること。</p>

地盤掘削による基礎形状調査	
1 調査目的	地盤掘削により、地下構造及び地中の基礎形状の状況を調査する。
2 調査場所及び箇所数	1 対象建築物 () 2 報告書に記載する基礎の位置及び箇所数 対象建築物の隅角部及び長辺方向の基礎で各々 1 箇所
3 調査内容	1 地盤掘削による基礎形状調査 1) コンクリート犬走り等がある場合は、最小限まで解体し、バックホウで根切り、埋戻しを行う。解体箇所は復旧する。 2) 1 基礎に対して、X Y 方向の形状寸法を計測する。 3) 地下構造を確認し計測する。 4) 管理技術者は、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。
4 報告書	基礎形状調査報告書 基礎の形状寸法を記載した図面、調査状況の写真、解体前後の写真、復旧後の写真、関係資料、その他調査に係る技術資料
5 その他	1 産業廃棄物は別途計上する。 なお、詳細は「建築関係工事積算基準第 2 章」による。 2 この方法書に示されたもの以外は、監督員に実施計画書を提出し承諾を受けること。

基礎形状確認 参考図
(視認図)

建物側面基礎

平面図 1/50



断面図 1/50

